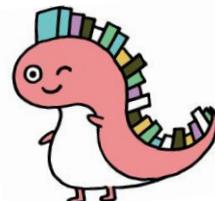


## M&A のリスクで後悔しないためのチェックシート

# 3



# M&A 後に起こりうる買い手との トラブル要因を事前に回避しよう！



### よくある M&A のトラブル事例について

株式譲渡後、①事業に必要な許認可・資格が承継できず／②賃貸借契約の引き継ぎ困難／③キーマンの従業員の離脱リスク／④主要取引先との取引解消リスクなどが挙げられます。

株式譲渡では基本的には取引主体が法人との契約であるため、取引の継続が前提ではありますが、上記のトラブルが発生し、事業の継続が危ぶまれるケースがあります。

### ①事業に必要な許認可・資格が承継できず

- 事業に必要な許認可を確認しよう。許認可の維持に必要な資格要件は満たしているか。  
資格要件については担当の所管窓口事前に確認することが必要。  
建設業・運送業・人材派遣業では会社に必要な許認可のみならず、人的要件も確認が必要。

(確認書類例) 許認可証の確認

### ②賃貸借契約の引き継ぎが困難

- 賃貸借契約書の COC 条項(※)の記載の有無を確認しよう。
- 家主への事前の確認  
賃貸借契約書には COC 条項は記載されていなくとも、オーナー側からすると「現社長との付き合いがあるために現在の賃貸借契約書の内容で貸している」と心情によることもありえる。

※COC 条項:M&Aなどを理由として契約の一方当事者に支配権の変更、経営権の移動が生じた場合、契約内容に何らかの制限や、他方の当事者によって契約を解除することができる。

(確認書類例) 賃貸借契約書の確認

対象：株式譲渡で会社を譲渡・譲受する社長様へ

### ③キーマン従業員の離脱の防止

- M&A に不安・不満を持った従業員が退職してしまうケースがある。技術やノウハウを持った従業員が退職してしまうと、M&A を成功させるのは困難になります。
  
- 従業員への説明は、センシティブな問題であり、時期やタイミング・内容を十分に吟味しないで行った場合、それ自体がトラブル要因になるので注意が必要です。

#### 対策例

- ・給料面・福利厚生面において M&A 後 2 年間程度は不利益な変更を行わないことの確約。
- ・買い手企業とともに M&A 後に従業員開示の説明会を開き、従業員の不安を取り除くことが必要。
- ・情報漏えい対策したうえでのキーマン従業員への事前説明や事前提案(買収打診含む)。

### ④主要取引先の取引解消

- 取引先との取引基本契約書のチェックを行う。  
(確認書類例) 取引基本契約書の COC 条項を記載の有無を確認  
  
※②COC 条項説明参照
  
- 取引基本契約書がない場合は M&A 後に取引先から反対されるケースがあるので株式譲渡契約を締結するまでに重要な取引先への打診が必要である場合が多い。

#### 対策例

- ・M&A 後に主要取引先や仕入れ先から取引継続することが困難となるおそれがある場合、基本合意締結後から最終契約締結前に取引先や仕入れ先への説明を行い承諾を得る必要がある。

#### 問い合わせ先

- ・大阪弁護士会 中小企業・NPO 法人等支援センター
- ・大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

 06-6364-7661  
 06-6944-6257